

# 仕 様 書

この仕様書は、令和7年度三沢県営林素材売払い処分事業に係る素材を山形県が買受人に売却するにあたり必要な事項を定める。

## 1 物件の所在地

米沢市大字入田沢 地内（別添位置図参照）

## 2 物件名及び数量

スギ材：642.982m<sup>3</sup>

## 3 物件の契約代金の納入方法及び期限

売払物件の契約代金については、県が発行する納入通知書により県が定める納入期日までに納入すること。

## 4 物件引渡しの期限、場所及び方法

- (1) 売払物件の引渡しの期限は、契約代金の完納後15日以内に行う。
- (2) 売払物件の引渡し場所は、1の物件の所在地とする。
- (3) 売払物件の引渡しは、素材木口面に山形県県営林産物調査用塗料を塗布のうえ、県営林産物引渡書（様式1）により行うものとする。
- (4) 売払物件の引渡しの方法は、買受人立合のもとその場で物件を引渡しするものとし、買受人は、受領書（様式2）を知事に提出すること。

## 5 物件搬出期限

売払物件の搬出期限は、令和7年7月31日とする。

## 6 物件の異議申し立て

売買契約後、買受人は、売払物件の数量、規格等に錯誤があり、或は物件に隠れたる傷がある場合でも異議の申し立てができない。

## 7 物件搬出済届

買受人は、搬出終了後、遅滞なく搬出済届（様式3）を知事に提出し、搬出跡地の検査を受けること。

## 8 物件の搬出等

- (1) 搬出済届があった場合又は契約で定める搬出期間が満了した場合において搬出されない素材があるときは、当該林産物は、県に帰属するものとする。
- (2) 買受人は、売払物件以外の樹木を損傷したときは、県の指示を受けること。
- (3) 買受人は、売払物件搬出のため林道等を著しく損傷した場合は、買受人が修繕すること。
- (4) 買受人は、売払いに係る素材の引渡しを受けた後において搬出されない素材を譲渡しようとするときは、当該素材について当該買受人が県に対し有する権利義務は譲渡の相手方が継承する旨を記載した書面にその相手方と連署して知事に届け出ること。
- (5) (4)の場合には、買受人は譲渡の相手方と連帯してその責に任ずるものとする。

(様式1)

# 県営林産物引渡書

令和 年 月 日売買契約済下記県有林産物

- 1 箇 所
- 2 面 積
- 3 樹 種
- 4 本 数
- 5 材 積
- 6 価 格
- 7 搬 出 期 限

上記のとおり引渡す。

令和 年 月 日

殿

山形県知事 吉村 美栄子

(様式2)

# 受 領 書

令和 年 月 日引渡し下記県有林産物

- 1 箇 所
- 2 面 積
- 3 樹 種
- 4 本 数
- 5 材 積
- 6 価 格
- 7 搬 出 期 限
- 8 代金納入月日

上記のとおり受領致しました。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所

氏 名

(様式3)

# 搬出済届

令和 年 月 日 契約の下記県有林産物

- 1 箇 所
- 2 面 積
- 3 樹 種
- 4 本 数
- 5 材 積
- 6 価 格
- 7 搬出期限

上記のとおり搬出しましたので届出ます。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所

氏 名